

白雪居宅介護支援センター 重要事項説明書

当事業所が提供する居宅介護支援サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

開設者の名称	社会福祉法人博友会
主たる事務所の所在地	静岡県御殿場市川島田字南原270番地
電話番号	0550-82-7601
代表者氏名	理事長 土田 博和

事業所の名称	白雪居宅介護支援センター
事業所の所在地	静岡県御殿場市杉名沢字久保田351番地
電話番号	0550-84-8100
介護保険事業所番号	2271200277
管理者	藤川 孝子
指定年月日	平成19年6月1日
交通の便	JR御殿場線御殿場駅から徒歩15分（国道246号線沿い）
通常の事業の実施地域	御殿場市 裾野市 小山町

2. 事業所の従業者の概要

職 種	員 数	勤 務 の 体 制
管理者	1人	常勤（兼務） 1人
介護支援専門員	3人	常勤（兼務） 1人 常勤（専従） 1人 非常勤（専従） 1人

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日・祝日・12月31日～1月3日は除く）
営業時間	8時30分～17時30分

4. 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項目	内容、方法等
要介護認定等の申請代行	あなた又はあなたの家族等が希望する時は、あなたの要介護認定の申請を代行して行います。
居宅サービス計画の作成	<p>1 居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における居宅サービスの内容、利用料等の情報を適正にあなた又はあなたの家族等に対して提供し、サービスの選択を求めます。</p> <p>2 あなた又はあなたの家族等の居宅を訪問し、あなた又はあなたの家族等と面接して、現に抱える問題点を明らかにし、あなたが自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。</p> <p>3 あなた又はあなたの家族等の希望並びにあなたについて把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標並びにその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。</p>

	<p>4 サービス担当者会議を開催して、あなたの状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。</p> <p>5 1～4を履行した後、あなた又はあなたの家族等の最終的な同意を得た上で居宅サービス計画を作成します。</p>
居宅サービス計画作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等)	居宅サービス計画作成後もあなた又はあなたの家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて居宅サービスの変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
サービス事業者等との連絡調整	サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう調整します。 サービス担当者とのミーティングや電話連絡等を定期的に行うことにより、サービスの実施状況を把握します。
介護保険施設への紹介	あなたがその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、又は、介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項目	内容、方法等
サービス提供が困難時の対応	当該事業所の通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じます。
サービスの質の向上のための方策	あなたに対するサービスの質の向上のため、教育及び研修の機会を設け、又、業務体制の整備にも努めます。
プライバシーの遵守	<p>1 居宅介護支援事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得たあなた又はあなたの家族等の秘密を保持する義務を負います。</p> <p>2 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者が、在職中及び退職後、正当な理由がなく在職中知り得たあなた又はあなたの家族等の秘密を、漏らすことのないよう必要な措置を講じます。</p> <p>3 介護支援専門員は、あなたの個人情報を用いる場合はあなた又はその家族等の同意を、あなたの家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてあなた又はあなたの家族等の個人情報を使用できません。</p>
事故発生時の対応	あなたに対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、あなたの家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。あなたに対する居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

5. 利用料金

(1) 利用料

原則としてあなたには利用料を請求しません。ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載（あなたが、保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときには、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、保険者である市町村の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

※御殿場市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額が利用料となります。

加算項目		単位数
要介護1・要介護2	介護支援費Ⅰ	1,086単位/月
	介護支援費Ⅱ	544単位/月
	介護支援費Ⅲ	326単位/月
要介護3・要介護4・要介護5	介護支援費Ⅰ	1,411単位/月
	介護支援費Ⅱ	704単位/月
	介護支援費Ⅲ	422単位/月
初回加算		300単位/月
特定事業所加算(Ⅰ)		519単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)		421単位/月
特定事業所加算(Ⅲ)		323単位/月
特定事業所加算(A)		114単位/月
特定事業所医療介護連携加算		125単位/月
入院時情報連携加算ⅠまたはⅡ		250または200単位/回
退院・退所加算Ⅰ(連携1回)		450または600単位/回
退院・退所加算Ⅱ(連携2回)		600または750単位/回
退院・退所加算Ⅲ(連携3回)		900単位
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位/回
通院時情報連携加算		50単位/月
ターミナルケアマネジメント加算		400単位/月
特定事業所集中減算		-200単位/月

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	居宅介護支援サービスの通常の実施地域の御殿場市、裾野市、小山町に在住の方は無料です。
上記以外にお住まいの方	通常の実施地域を越えた地点からの距離が概ね5km増すごとに、250円を徴収します。なおその場合、端数は切り上げ、距離の算出については最短距離を標準とします。

(3) 支払方法

通常の実施地域以外にお住まいの方のみ、交通費として上記料金を現金でお支払いください。

6. サービスの終了について

(1) あなたのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。ただし、次の場合は、あなたは、文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- ・当事業所が、守秘義務に違反したとき。
- ・当事業所が、社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、当事業所の都合でサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了の1ヶ月前までに理由を示した文書によりあなたに通知します。ただし、次の場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・あなたが当事業者に対して、この利用契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

(3) その他の理由でサービスを終了する場合

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

- ・あなたが介護保険施設に入院又は入所した場合。
- ・あなたの要介護認定区分が非該当（自立）、要支援認定された場合。
- ・あなたが亡くなった場合。
- ・事業者が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、当事業所が閉鎖した場合。
- ・当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を廃止した場合。

7. 居宅介護支援サービスに対する苦情

当事業所の居宅介護支援サービス、及び当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事などお気軽にご相談ください。

- (1) あなた又はあなたの家族等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者
 相談又は苦情等に対応する常設の窓口を設置し、相談担当を配置します。また、担当者が不在の時は、併設設置の従業者が対応できるようにするとともに、担当者が必ず引き継ぎ、苦情に対する早期の改善、是正処置を講ずるよう配慮します。

苦情相談窓口	担当 藤川 孝子	電話番号	0550-84-8100
第三者委員	芹沢 邦夫	電話番号	0550-89-2540

第三者委員による評価の実地状況

第三者委員による 評価の実地状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

その他、公的機関に苦情を申し立てることができます。

御殿場市	担当窓口	介護保険担当課	電話番号	0550-82-4134
裾野市	担当窓口	介護保険担当課	電話番号	055-995-1821
小山町	担当窓口	介護保険担当課	電話番号	0550-76-6669
国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険苦情相談窓口	電話番号	054-253-5590

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手段

- ① 担当者は、苦情があった場合ただちに連絡をとり、直接あなた又はあなたの家族等の居宅等を訪ねて事情を聞き、苦情内容を確認する。
- ② 管理者は、相談苦情担当者及び他の従業者を加え、苦情処理に向けた検討会議を行う。
- ③ 検討会議の結果をまとめ、管理者はその翌日までに具体的な対応をとる。
- ④ 相談、苦情の処理記録を台帳に残し、再発の防止に役立てる。

(3) その他参考事項

- ① 普段からあなた又はあなたの家族等と当事業所従業員の人間関係を重視し、いつでも苦情を言い易い施設環境を整える。
- ② 毎日の申し送り及びミーティングを開き、従業員のサービス提供の姿勢、心構えを確認する。
- ③ 従業員に対する研修を定期的実施する。

8. 事故発生時の対応

- (1) 速やかに利用者の状況把握と対応を行い、また、その家族等に連絡を取り、状況の説明等誠意を持って対応する。
- (2) 事故の状況に応じては、市町村等の関係機関へ連絡する。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (4) 事故が発生した場合には、事故検討会を開催し、事故防止対策を行う。

9. 虐待防止対策

- (1) 当事業所は、虐待防止の委員会を中心として、虐待防止の為の指針を整備し、必要な体制の整備を行い、従業員に対し研修を実施します。

10. 身体拘束対策の適正化

- (1) 当事業所では、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束をする場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11. 感染症の予防・発生時の対応

- (1) 当事業所は、感染症や災害が発生し、まん延しないように委員会の設置・指針の整備・研修又は訓練の実施等必要な措置を講じます。

12. 業務継続に向けた取組

- (1) 当事業所では、感染症や災害が発生した場合であってもサービスの提供が継続できるよう計画等の策定、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

13. 質の高いケアマネジメントの推進

- (1) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6カ月間に作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具のケアプランが占める割合、また訪問介護等の回数のうち同一サービス事業者の占める割合等を説明します。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

事業者所在地 御殿場市川島田字南原 270 番地

事業者名 社会福祉法人博友会

代表者名 理事長 土田 博和

事業所所在地 御殿場市杉名沢字久保田 3 5 1 番地

事業所名 白雪居宅介護支援センター

説明者 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援サービスに関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

利用者との続柄